第 686 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年10月15日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤死因贈与と贈与税

Q：現在私が居住している家屋とその敷地を父が贈与してくれることになり、贈与契約書を作成しましたが、その契約の効力は父が死亡した時に生ずることにしています。

この場合、私には贈与税が課税されるのでしょうか。

A：死因贈与によって取得した財産については、相続税が課税され贈与税は課税されません。

【解説】

本来の贈与のうち契約の効力が贈与者の死亡によって生ずるものがあります。例えば、自分が死んだらこの家と土地を贈与するといったような内容のものです。これを「死因贈与」といっています。

死因贈与による財産の取得は、人の死亡を原因として財産の移転があることから、実質的には遺贈によって財産を取得するのとかわりません。そのため、民法においては死因贈与については、「遺贈に関する規定に従う」旨が規定されています。

相続税法においても、死因贈与を相続税の課税原因とし、贈与税の課税原因から除外しています。

したがって、ご質問の場合も、お父さんが死亡された時に、家屋とその敷地を遺言によって遺贈された場合と同様の扱いになり、相続税の課税財産の価格に含まれることになります。